

国土利用計画

(下妻市計画)



発行 平成20年1月
発行者 下妻市 企画財務部企画課
〒304-8501 茨城県下妻市本城町2丁目22番地
TEL. 0296-43-2111 (代) FAX. 0296-43-4214
URL. <http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>

茨城県下妻市

国土利用計画(下妻市計画) の策定にあたって



下妻市は、東京都心から 60km 圏内に位置し、関東の名峰筑波山を東に望む緑豊かな平地林と肥沃な土地に、東部を小貝川、西部を鬼怒川が流れ、中央に砂沼が広がるなど、水と緑の自然環境の中で古くから個性豊かな歴史や文化、産業により、県西地域の中心的な役割を担ってきました。

このような中、この度、市村合併による新たな「下妻市」のまちづくりを進めるにあたり、平成 29 年度を目標年度とする第 5 次総合計画を策定いたしました。

同時に、拡大した市域の総合的かつ調和のとれた土地利用の推進を図るため、国土利用計画法の規定に基づく新しい「国土利用計画(下妻市計画)」を策定いたしました。

今後は、本計画に示されている土地利用の基本的な考え方にに基づき、総合的かつ計画的な土地利用を推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたって、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた、市民の皆さまをはじめ、下妻市総合計画審議会委員並びに市議会議員各位に心から感謝を申し上げます。

平成 20 年 1 月

下妻市長 小倉敏雄

目次

前文	1
----	---

第1章 国土の利用に関する基本構想	2
-------------------	---

1 国土利用の基本方針	2
(1) 国土利用の基本理念	2
(2) 市が目指すべき将来の姿	2
(3) 土地利用の基本的な考え方	4
2 利用区分別の国土利用の基本方向	5
(1) 利用区分別の基本方向	5
(2) 主要な用途等の区分ごとの基本方向	8

第2章 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地区別の概要	10
-------------------------------------	----

1 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	10
(1) 基準年次及び目標年次	10
(2) 目標年次における人口と世帯数	10
(3) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	10
2 地区別の概要	11
(1) 地区区分	11
(2) 地区別の概要	12

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	14
-------------------------------	----

1 公共の福祉の優先	14
2 土地利用に関する法律等の適切な運用	14
3 地域整備施策の推進	14
4 国土の保全と安全性の確保	14
5 環境の保全と美しい国土の形成	15
6 土地利用の転換の適正化	15
7 土地の有効利用の促進	16
8 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	18

計画の説明資料	19
---------	----

付属資料	25
------	----

前文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 2 条に定められた国土利用の基本理念に即して、同法第 8 条の規定に基づき、下妻市の区域における国土の利用に関する基本的事項について、茨城県国土利用計画を基本とし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づく基本構想（第 5 次下妻市総合計画）に即して定めるものです。

なお、この計画は、市を取り巻く今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章

国土の利用に関する基本構想

1 国土利用の基本方針

(1) 国土利用の基本理念

国土は、私たち人間に多くの恵みと繁栄をもたらすもので、市が目指す将来都市像実現の基盤となるものです。国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産に関わる諸活動の共通の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

市の総面積は、80.88 k m²であり、その大半は比較的肥沃な土地で形成され、全般的には、農業的土地利用を中心とする農村都市としての歩みを続けてきました。この間、工業団地の造成、小貝川ふれあい公園、ふるさと博物館、福祉ふれあいハウス、ビアスパークしもつま、道の駅しもつま、市立図書館、千代川中学校新校舎等の整備が進むとともに、国道のバイパス整備や4車線化、土地区画整理事業、上下水道整備事業等の都市基盤整備が前進してきました。

今後も、つくばエクスプレスの開業をはじめ首都圏中央連絡自動車道、北関東自動車道等の大規模プロジェクトの進展により、市における開発ポテンシャルはますます高まることが予想されます。

これらに対応し、総合的な土地利用を推進するため、総合計画や都市計画マスタープランの基本構想に基づき、緑豊かな自然資源に配慮しつつ、総合的かつ計画的で調和のとれた土地利用を図るものとします。

(2) 市が目指すべき将来の姿

平成18年1月1日に下妻市と千代川村が合併し、新下妻市が誕生しました。

下妻市誕生後、まちづくりの最高指針である下妻市総合計画を平成19年11月に策定しました。総合計画は、平成29年を目標年次として、人口を50,000人と想定しており、将来像を「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまち しもつま」と定めています。

その実現のために、次のような都市づくりの目標を掲げています。

- ①地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市
- ②豊かな自然に囲まれた生活環境都市
- ③人が生き生きと心豊かに暮らす文化創造都市
- ④快適に働く場がととのった産業活力都市
- ⑤ともに力をあわせてすすむ自立協働都市

以上、5つを都市づくりの目標とし、市民と行政が一体となって総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

①地域で支えあいやすく暮らせる安全安心都市

地域で安心して生活を送り、やさしい暮らしができる社会を実現するために、互いに助け合い、支えあうことにより、高齢者・障害者も暮らしやすい、身近な福祉が行き届いたまちづくりを進めます。

また、災害に強く、防犯も備えたまちとなるよう、都市の安全・危機管理を念頭に置いたまちづくりを行い、"地域で支えあいやすく暮らせる安全安心都市"を目指します。

②豊かな自然に囲まれた生活環境都市

水と緑に恵まれた自然環境を大切にし、東京などの大都市への便利な交通条件や、個性豊かな歴史と文化を活かすことで、だれもが、いつまでも住んでいたい、住んでよかったと思えるような"豊かな自然に囲まれた生活環境都市"を目指します。

③人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市

人がもつ個性や才能を最大限に発揮できるようにするために、学校教育を充実させ、特色のある学校づくりを進め、家庭や地域における教育力と学習力を育み、新しい文化情報の発信を行い、交流を高め、生涯にわたり"人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市"を目指します。

④快適に働く場がととのった産業活力都市

従来の産業分野だけでなく、新たに福祉、医療、環境、文化、観光やITなど、様々な分野において産業育成を図っていくことで、地域経済の活性化を図る"快適に働く場がととのった産業活力都市"を目指します。

⑤ともに力をあわせてすすむ自立協働都市

まちづくりは市だけで行うものではなく、市民との協働が欠かせない時代を迎えています。また、お互いの個性や権利を尊重し、地域(コミュニティ)が主体的に互助・共助していくことが、地域の自立にとって大変重要です。

このため、市民と市が互いに信頼しあい、ともに力をあわせてまちづくりを進めていくことができるように、市は様々な情報を公開し、市民が納得できる透明性が高い行政運営を進めていくとともに、行政計画づくりからその実施・運営に至るまで、市民が積極的に参加するしくみを準備し、"ともに力をあわせてすすむ自立協働都市"を目指します。

以上を踏まえ、今後は、土地利用を総合的かつ計画的に調整し、土地区画整理事業や工業団地整備の促進、中心市街地の活性化、各地区ごとの生活環境の整備等を推進するとともに、首都圏中央連絡自動車道、北関東自動車道等の整備など、将来の交通条件の改善に伴う土地需要や人口の増加に対応した宅地開発や市街地整備、都市基盤の整備、優良農用地や自然環境及び歴史的風土の保全を図り、限られた資源である国土の有効利用に努めていきます。

(3) 土地利用の基本的な考え方

①国土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の国土の利用を計画するにあたっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

- (ア) 人口減少社会の到来と急速な高齢化の進行の中で、全体としては地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き国土の有効利用を図る必要があります。
- (イ) 近年、大規模地震などの災害の増加や被害の甚大化の傾向がみられます。また、地球温暖化が進行し、地球規模での生態系の危機感や自然の物質循環への指向が高まっています。安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、美（うるわ）しくゆとりある国土利用をさらに進めていくことが求められています。
- (ウ) 持続可能な国土管理という課題に対応するために、長期にわたる内外の潮流変化も展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産の場として、安全で安心できる国土利用、循環と共生を重視した国土利用、美しくゆとりある国土利用などの観点から、国土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要です。

②土地利用の基本的な考え方

市においては、つくばエクスプレスの開通に伴う関東鉄道常総線の近代化が促進され、今後も、首都圏中央連絡自動車道、北関東自動車道等の大規模プロジェクトの整備が進められており、これらに関連した開発事業等により、住宅地等の需要が見込まれることから、農地や森林から宅地等への転換が今後とも続くことが予測されます。

土地利用の転換にあたっては、元の用途に戻すことが難しいことや、新たな土地利用が地域社会に及ぼす影響が大きいことから、市の 80.88 k m²の土地利用を計画的に規制、誘導していくことにより、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、国土の有効利用と均衡ある発展を図ります。

また、安全性、快適性、文化性に配慮した土地利用を進めるとともに、災害の防止、良好な環境の保全、歴史的・文化的風土の保存に努めます。

ゆとりやうるおい、やすらぎを充足できるよう緑地や水辺地の保全、整備、活用等の施策を積極的に取り入れるとともに、中心市街地でのにぎわいの創出等にも配慮して、総合的な都市の快適環境の形成に努めます。

なお、低未利用地の積極的な活用を図るとともに、市域の土地利用の高度化、純化を推進することにより、土地の有効利用と良好な環境の保全に努めます。

2 利用区分別の国土利用の基本方向

(1) 利用区分別の基本方向

利用区分別の国土利用の基本方向は、以下のとおりです。

ここでは、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる国土利用、循環と共生を重視した国土利用、美しくゆとりある国土利用といった横断的な観点や相互の関連性にも留意します。

①農用地

農用地は、市域面積の 55.7% (4,506ha) で市の土地利用上大きな割合を占めており、市の基幹産業である農産物の生産の場としての本来の役割に加え、大気浄化機能等重要な役割を担うとともに、緑地空間として市民にうるおいを与え、快適環境の形成のうえでも重要なものとなっています。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、さらに都市化の進展により農地を取り巻く環境は厳しくなっており、農地は年々減少する傾向にあり、住宅地の混在化が見られています。今後は、優良農用地を保全するとともに、より付加価値の高い農業経営が求められています。

このため、農業振興地域整備計画を適切に運用・管理し、基盤整備事業等により、優良農用地を確保するとともに、担い手の育成、土地利用の効率化等農地の高度利用を図り、適切な保全利用に努めます。

水田や畑の集团的優良農用地については、農用地区域の指定に努め、快適な農村生活環境づくりを推進します。

また、営農指導体制の充実や農地の集約化、流動化による営農規模の拡大、営農技術の向上、流通機構の整備や再編等により、農業生産性の向上や農業経営の近代化等、新しい農業づくりに努め、農地の効率的な利用を促進します。

一方、用途地域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点から、保全も視野に入れてつつ計画的な利用を図ります。

②森林

森林は、市域面積の 4.9% (393ha) で、所有形態は、ほとんどが民有林となっています。森林については、災害防止、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等多面的な機能を有しています。

また、都市の景観や快適環境の形成に重要な役割を果たすとともに、市民の憩いやふれあい、うるおいを充足する場となっています。

市内には、良好な環境を形成している由緒ある社寺林等がありますが、都市化の進展により減少傾向にあります。将来の世代が森林のもつ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい樹林づくりに向けて、土地所有者をはじめとし、市民の理解と協力を得ながら保全に努めます。

③原野

原野は、市域面積の 0.3% (24ha) を占めています。原野のうち、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保

全を基本とし、環境を損なっている場合は可能な限り再生を図ります。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

④水面・河川・水路

水面・河川・水路は、市域面積の 8.8% (710ha) を占めています。

市内には豊かな流れをもつ鬼怒川、小貝川があり、生活にうるおいを与えていますが、過去に大きな災害も経験しており、安全性の確保のために計画的な治水対策を促進します。また、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境の保全を図ります。さらに、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペースとして河川空間の利活用を推進します。

池沼等の水面については、周辺環境を含めて保全するとともに、安全性を確保し、砂沼等では憩いの場としての利活用を推進しています。

水路については、都市化の進展に伴い雨水排水を適切に流下させる必要があることから、都市下水路、排水路の計画的な整備と維持管理を推進します。また、地方分権推進に伴う国有財産特別措置法の改正により、国管理の法定外公共物が平成 17 年度に市へ譲与されましたが、これらの土地については適正に管理するとともに、周辺環境と連携した土地の利用に努めます。

さらに、公共下水道事業をより一層推進するとともに、適正な排水規制や合併浄化槽の利用による生活排水の浄化等により、水質汚濁防止に努めます。

⑤道路

道路は、国道、県道、市道、農道を合わせ市域面積の 8.4% (682ha) となっています。今後とも、市民の行動範囲は、経済活動から日常生活、さらには余暇活動に至るまでさらに広域化が予測されることから、道路交通の需要はさらに増加していくと考えられます。

道路については、地域間の交流・連携を促進し、国土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の利用を図ります。

国県道については、国道 294 号の 4 車線化等、計画的な整備が進められています。交通量が年々増加傾向にあることから、さらに渋滞緩和に努めます。

特に国道 125 号下妻八千代バイパスについては、早期着工が望まれています。また、県道山王下妻線のバイパスとして、南原平川戸線の早期完成を推進します。

市道については、市民生活の維持・向上及び安全確保を図る観点から、計画的に改良舗装を推進するとともに、維持補修に努めます。

農道については、農地の高度利用を図るため、一般道路との連絡性、利便性を踏まえつつ農業の近代化、効率化に適合した整備を図ります。

⑥宅地

(ア)住宅地

住宅地は、市域面積の 10.2% (825ha) で、人口の増加や核家族化の進行に伴い年々増加を続

けており、また、東京都市圏の一翼を担う地域として、今後の交通体系の整備に伴い、新規需要が見込まれています。

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。また、災害に対処するために、低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保や道路の整備など、安全性に配慮した住宅地の形成を図ります。さらに価値観の多様化・高度化等、市民の住宅に対する多様なニーズに対応する必要があります。このため、豊かな自然と共生調和しつつ、新たな時代に対応した都市づくりを進め、良好な住宅地と居住環境の確保に努めます。

(イ)工業用地

工業用地は、市域面積の1.9%（154ha）となっています。

工業用地については、環境の保全等に配慮し、グローバル化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図ります。

これまで、市では経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、工業団地の造成を進めてきましたが、企業立地が十分に進んでいない状況にあります。今後、地域経済の再生を目指して、積極的に優良企業の誘致に努めます。

また、既存の市街地内では、中小工場と住宅との住工混在の問題も生じています。今後、用途地域制度の適切な運用を図ります。

(ウ)その他の宅地

その他の宅地は、市域面積の4.4%（358ha）となっています。

その他の宅地については、中心市街地において商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図ります。

中心市街地や幹線道路沿線等については、都市計画事業との連携を図りながら、商業、業務、サービス業等の集積に努めます。

既存の商店街については、地域の生活に密着した商業地として、魅力ある商店街づくりを促進します。

また、幹線道路沿線においては、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図ります。

(2) 主要な用途等の区分ごとの基本方向

①市街地(人口集中地区)

下妻駅周辺の商業系地域については、既存商店街の活性化を促進します。また、舗装の修繕や、歩道の整備、植栽の充実等により、快適でうるおいのある都市空間の形成に努めます。

その他の市街地については、道路、公園、下水道等の基盤整備を推進し、生活環境の改善と宅地の利用増進を図るとともに、用途地域制度の適正な運用、地区計画制度や建築協定制度の活用等により、良好な住宅地の形成に努めます。

②公共・公益施設用地

文教施設、公園緑地、上下水道、ごみ処理施設、厚生福祉施設(病院、診療所等)、社会福祉施設(児童・高齢者・身体障害者福祉施設等)、官公署等は、市民生活に密着した重要な役割を果たしています。

これらの公共・公益施設については、増加する行政需要と市民ニーズの多様化を踏まえ、地球環境の保全に配慮しつつ計画的な施設の整備・充実を図ります。また、施設の整備にあたっては、周辺環境や景観に配慮しつつ積極的に緑化に努めるなど、総合的な都市景観の形成に寄与できるよう配意します。

文教施設については、計画的に義務教育施設や社会教育施設等の用地を確保し、施設の整備に努めます。高等教育機関についても誘致に努めます。

公園緑地等については、水辺や緑地等の自然を活用した公園や身近な公園等の維持管理を推進します。

墓地については、墓地需要を勘案し、公営墓地の整備を検討します。

上下水道、ごみ処理施設等の環境衛生施設については、緑化等による施設の環境整備に努めます。

厚生福祉施設や社会福祉施設については、既存施設の有効利用を図りながら計画的な施設誘導や整備にも努めます。

市の新庁舎整備については、資金の確保を図り建設に向けた取り組みを進めます。

③レクリエーション用地

余暇時間の増加、生活水準の向上等から、市民の余暇活動やスポーツ・レクリエーション活動はますます盛んになっています。また、本格的な高速交通の時代を迎え、首都圏や他県からの来訪者も増えることが予測されます。

また、自然志向が高まる中で、豊かな水と緑に囲まれた本市においては、レクリエーション拠点としての重要性がますます増大しています。

これらのニーズに対応するため、水辺や緑地等の自然を活用した公園の利活用を促進するとともに、史跡等の観光資源の活用を図り、水辺や緑地等のレクリエーション拠点と結んだ回遊ルートの設定や近隣市町村の観光施設と連携したネットワークの形成に努めます。

④保全地域

市域に残る良好な平地林や水辺地等については、関係者の理解と協力を得て、法や条例による指定を行う地域制緑地として保全に努めます。また、貴重な遺跡については、周辺の環境も含め文化財の保存、整備に努めるとともに、埋蔵文化財について開発事業等との調整の上、保全に努めます。

第2章

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地区別の概要

1 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 基準年次及び目標年次

国土の利用に関する計画の目標年次は平成 29 年とし、基準年次は平成 17 年とします。

(2) 目標年次における人口と世帯数

国土利用に関して基礎的な前提となる人口及び世帯数については、下妻市総合計画に即し、次のとおり想定します。

平成 17 年	46,435 人	14,790 世帯	(平成 17 年国勢調査)
平成 29 年	50,000 人	18,500 世帯	

(3) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

国土利用の基本構想に基づく平成 29 年の利用区分ごとの規模の目標を、次のとおり定めます。

なお、目標の数値については、今後の社会経済情勢の不確定さ等に鑑み、弾力的に理解されるべきものです。

表1 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位：ha、%)

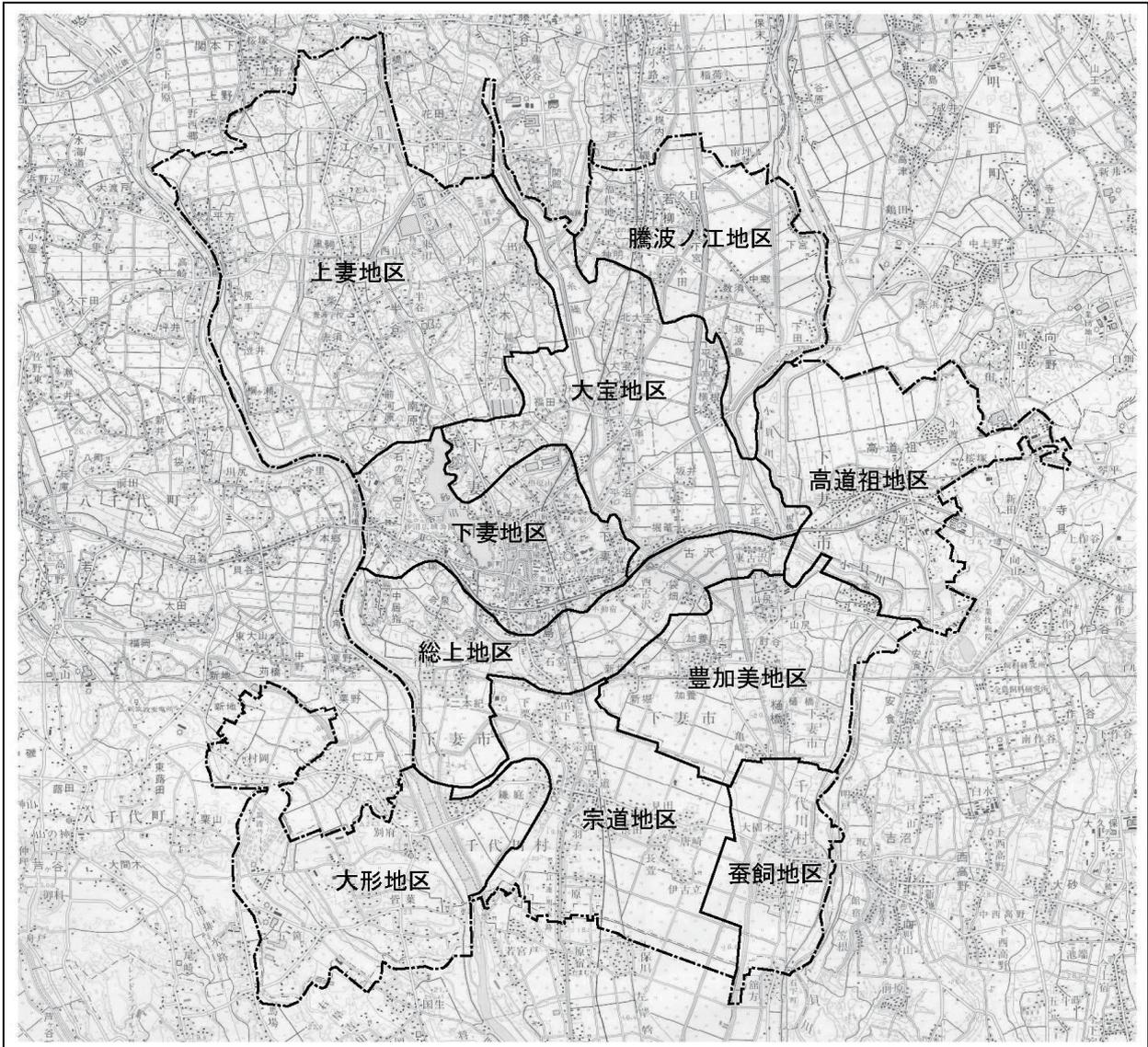
利用区分	平成 17 年	平成 29 年	構成比		比較割合 (平成 29 年 /平成 17 年)
			平成 17 年	平成 29 年	
農用地	4,506	4,455	55.7	55.1	98.9
森林	393	342	4.9	4.2	87.0
原野	24	24	0.3	0.3	100.0
水面・河川・水路	710	710	8.8	8.8	100.0
道路	682	711	8.4	8.8	104.3
宅地	1,337	1,410	16.5	17.4	105.5
住宅地	825	850	10.2	10.5	103.0
工業用地	154	170	1.9	2.1	110.4
その他の宅地	358	390	4.4	4.8	108.9
その他	435	436	5.4	5.4	100.2
合計	8,088	8,088	100.0	100.0	100.0

2 地区別の概要

(1) 地区区分

地区区分については、地理的条件や社会的条件等の地域構造から、次の10地区とします。

地区区分図



(2) 地区別の概要

①下妻地区

下妻地区は、常総線下妻駅を中心とした地区で、市の中心市街地や砂沼等があります。

下妻駅を中心とした整備を図ることにより、駅機能の充実、既存商業の活性化、良好な住宅地の形成、行政サービスの機能及び教育文化施設の充実等により、市の中心地区としての機能強化を図ります。

また、既成市街地における街路整備や都市基盤整備事業、民間活力の導入により、都市型の高質な市街地の形成を図ります。

砂沼の周囲は、公園や緑地となっており、市民の憩いの場所として適正な維持管理を図ります。

②大宝地区

水稻を中心とした農業地帯であり、国道 294 号沿線においては、圃場整備事業を実施しています。

今後も土地改良事業を推進することで、水稻中心の農業を主産業として位置づけ、中核農家の育成に努め、農業優先の土地利用を促進します。

一方、地区内の南部においては、国道 125 号と国道 294 号が交差しており、その有利な立地条件から郊外型の大型店の進出や住宅地の増加も見られます。

地区の特性を活かし、優良農用地の確保に努めるとともに、農業基盤の整備を図り、農業による土地利用を促進します。

③騰波ノ江地区

水稻や梨を中心とした農業地帯であり、国道 294 号沿線においては、圃場整備事業が実施され、優良農用地が確保され、水稻中心の農業を主産業として位置づけ、中核農家の育成に努め、農業優先の土地利用を促進します。

樹園地においても土地の利用を高め、生産性の高度化に努めます。

また、県道谷和原筑西線沿いに広がる住宅地については、良好な居住環境の保全に努めます。

④上妻地区

県道結城下妻線を境に、地区の西部においては、水稻が盛んな農業地帯であり、東部においては、梨・畑地作物や園芸等の複合経営の盛んな農業地帯であるため、今後も優良農用地の保全に努めます。

また、平地林も多いことから、自然環境の保全にも努めた施策を推進します。

さらに、今日まで工業団地の造成を進め、優良企業の誘致を図り、雇用の拡大に努めてきました。

今後も南原平川戸線の道路整備事業を推進するとともに、農業と工業が調和して振興するための土地利用の施策を図ります。

⑤総上地区

水稻に適した肥沃な土地の特性をもつ有利な農業環境を活かし、近代農業の進展を図り、水稻

主力の産地形成を図ります。

また、市街地の外延化により、県道や市道等の主要幹線道路沿線には、事業所や店舗及び住宅地が増加してきたことから、今後は良好な居住環境の保全に努めます。

⑥豊加美地区

水稲に適した肥沃な土地の特性をもつ有利な農業環境を活かし、近代農業の進展を図り、水稲主力の産地形成を図ります。

また、国道 294 号及び県道下妻常総線の整備が進められたことから、この道路整備に伴う開発ポテンシャルを活用した新たな産業の立地を促進します。

⑦高道祖地区

国道 125 号が東西に、県道赤浜谷田部線が南北に走っています。

つくば市に隣接した地区の特色を活かし、優良な住宅地の造成を促進するとともに、優良農用地を活かした農業の振興を図ります。また、既存工業用地を保全し、雇用の確保を図ります。

さらに、オーダーメイド型工業団地の造成による新たな工業用地の確保を図ります。

⑧蚕飼地区

一面に広がる水田地帯を有し、国道 294 号が南北に、県道つくば古河線が東西に走っています。

水稲に適した肥沃な土地の特性をもつ有利な農業環境を活かし、近代農業の進展を図り、水稲主力の産地形成を図ります。

また、近年、人口減少が顕在化し、地区の活力低下が懸念されていることから、道路や公園等の基盤整備による良好な居住環境の形成と住宅の整備・供給により人口の定着化を図り、地区の活性化を目指します。

⑨宗道地区

県道谷和原筑西線と関東鉄道常総線が南北に走り、宗道駅を中心に市街地が形成されています。

水稲に適した肥沃な土地の特性をもつ有利な農業環境を活かし、近代農業の進展を推進するとともに、水稲主力の産地形成を図ります。

また、県道谷和原筑西線沿いの既成市街地における都市再生整備事業等により、良好な住宅地としての市街地形成を図ります。

市の新庁舎建設が予定されており、新庁舎を中心に新市街地の形成を図ります。新庁舎から国道 294 号へのアクセス道路の整備など、道路網をはじめとした都市基盤の整備や生活環境施設の充実を図るとともに、計画的な土地利用を推進し、適正な新市街地の形成に努めます。

⑩大形地区

地形が変化に富んだ比較的まとまった樹林地の残された地区で、地区内には工業団地が立地しています。

地区の東部においては、水稲が盛んな農業地帯であり、さらに西部においては、白菜・畑地作物や園芸等の複合経営の盛んな農業地帯であるため、今後も優良農用地の保全に努めます。

第3章

第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

これらの措置については、「安全で安心できる国土利用」、「循環と共生を重視した国土利用」、「美しくゆとりある国土利用」等の観点を総合的に勘案した上で実施を図るものとします。

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

2 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法、土地基本法及びこれに関連する土地利用関係法令に基づくとともに、国の国土利用計画及び県計画等の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

また、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

3 地域整備施策の推進

市の均衡ある発展のためには、市街地や集落等それぞれの生活環境や地域的特性を活かした計画的な整備が必要不可欠です。各地域の自然的、社会的、経済的、歴史的、文化的な特性を十分に考慮し、恵まれた自然環境との調和を図り、かつ各地域間において均衡の取れた総合的な地域整備施策を推進します。

4 国土の保全と安全性の確保

国土の保全と安全性を確保するため、都市計画、農業振興地域整備計画、森林整備計画等と調整を図りながら、用途地域の適切な設定や適正な土地利用を図り、良好な都市環境、農業環境及び自然環境の創出に努めます。

都市環境については、市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、用途地域を基本とした土地利用を推進します。また、地区計画制度の適正な運用や、ユニバーサルデザイン（年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいようにデザインすること）に配慮した良好な都市環境の創出、保全に努めます。また、道路等公共用地及び工業用地については、緑地帯などの設置を推進し、良好で快適な景観形成に努めます。

農業環境については、農業基盤の整備を推進するとともに、農用地区域の指定により優良農用地の保全に努めます。

自然環境については、市域に残された貴重な緑地や水辺地等の保全に努めます。

また、下水道の整備を推進するとともに、下水道未整備地区においては、合併浄化槽の普及を図り、生活排水や産業排水の処理を推進し、河川や水辺の水質の浄化に努めます。

これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、快適でうるおいのあるまちづくりを推進します。

5 環境の保全と美しい国土の形成

豊かな自然に恵まれた環境との共存を図るために、身近に公共施設や利便施設が整った環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを推進するとともに、自然環境と調和した土地利用を図ります。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や市街地内の緑の適切な保全・整備を図ります。

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ必要な用地の確保を図ります。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

生活環境の保全を図るため、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、水辺地等の保全による河川や沼の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図ります。

平地林等の緑地については、市民や民間・NPO等による保全活動の促進等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。また、自然が損なわれた地域については、可能な範囲で自然の回復を図ります。

開発等事業の実施にあたっては、事業区域及びその周辺の環境調査を行い、希少野生動植物（茨城県版レッドデータブック掲載種等）が確認された場合は、必要な保護を図るなど自然環境に配慮した土地利用計画に努めます。

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図りながら必要な開発を行います。また、地域特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、自然と共存する景観の維持・形成を図ります。

良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境保全上の配慮を行うこと、開発行為等について環境影響評価を実施することなどにより土地利用の適正化を図ります。

6 土地利用の転換の適正化

市では、つくばエクスプレス、首都圏中央連絡自動車道、北関東自動車道等、交通条件の改善に伴う人口増加や、それに関連した開発が予測され、今後も住宅地や産業用地を中心として、土地の需要が見込まれます。

土地利用の転換にあたっては、元の用途に戻すことが難しいことや、新たな土地利用が地域社会に及ぼす影響が大きいことから、以下のような考え方にに基づき、土地利用を計画的に規制、誘導するなど調整し、国土の有効活用と市域の均衡ある発展を図ります。

（1）農用地

農用地の利用転換については、地域農業に及ぼす影響に留意し、都市的土地利用との合理的、

計画的な調整を図りながら、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう努めます。

（２）森林

森林の利用転換については、環境の保全や災害の防止、景観の形成等森林のもつ公益的機能に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図りながら行います。

（３）大規模土地利用転換

大規模な土地利用転換については、自然的、社会的な影響が広範囲にわたるため、国土の保全と安全性の確保、環境の保全に配慮するとともに、用水の確保や公共・公益施設の配置、道路交通体系、流末排水等に考慮するなど、周辺地域を含めて十分に調査検討を行い、適切な指導、誘導に努めます。

7 土地の有効利用の促進

（１）農用地

基幹産業である農業を振興するため、土地改良事業等により、生産性の高い農業基盤の整備を推進し、優良農用地の創出に努めるとともに、集落から農用地区域への侵食、無秩序な利用転換等を防止し、首都近郊における優良農業生産地帯としての地位の確立を図ります。

また、畑地基盤整備事業等により、農業集落地域の一体的な生産及び生活環境の改善を推進します。

さらに、農業の担い手の育成を推進するとともに、農地の流動化や集団化等により農地の利用を促進します。

用途地域周辺や幹線道路沿線等については、周辺の農業環境との調和を図りつつ、計画的土地利用を推進します。

（２）森林

森林については、緑豊かなうるおいとやすらぎのある環境を形成するため、保全に努めるとともに、市民の自然とのふれあいの場やレクリエーションの場として、また自然景観を活用した散策やサイクリングコースとして利用を促進します。

（３）水面・河川・水路

水面・河川・水路については、市民が安心して水と親しめる空間が創出されているため、その資源を活用し、水と緑を活かした環境の保全を推進します。また、河川沿いのスポーツ・レクリエーション的利用を推進します。

（４）道路

道路については、市民生活や産業活動を支えるため、国道、県道、市道を機能的にネットワーク化するとともに、交差点改良や広幅員化に努めます。

幹線道路については、街路樹の植栽、歩道のカラー舗装やストリートファニチャー（街灯、案

内板、ベンチ等、歩行者に快適さを提供するために道路上に置かれる設備)を整備するなど、道路環境の改善に努めます。

(5) 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。

地域の特性を勘案し、用途地域制度の適切な運用により、良好な住宅地の形成に努めるとともに、低未利用地の宅地利用を促進します。

地域住民の合意のもとに地区計画制度や建築協定制度を活用し、良好な居住環境の保全と創出に努めます。

(6) 工業用地

工業用地については、地域経済の活性化のために、工業団地への優良企業の誘致に努めます。

工業団地では、緑地帯の設置等により、良好で快適な景観形成に努めます。また、既成市街地では、地域社会との調和が保たれるよう住工混在の解消に努めます。

(7) その他の宅地

中心市街地については、商業、業務等、多様な都市機能の集積を促進し、にぎわいのある市街地空間の整備を推進するとともに、商店街の道路整備等により魅力ある都市景観の形成に努めます。

幹線道路沿線については、近隣型商業系の土地利用を促進します。

(8) 公共・公益施設用地

公共・公益施設については、高度化・多様化する市民ニーズを的確に踏まえ、地域間の均衡に配慮しながら計画的な整備を進めます。また、既存の文教施設や公園、緑地、道路、交通施設等については、機能の維持、利便性の向上を図るとともに、施設の環境美化に努めます。

(9) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、余暇時間の増加や市民ニーズの多様化に的確に対応しながら公共・公益施設等の有効利用や充実に努めます。

公園については、既存の公園の維持管理を図ります。

河川沿いや池沼等の水辺地については、保全を図るとともに、市民が水と親しむレクリエーションの場とした利活用を促進します。

歴史的・文化的施設については、他の地域資源とのネットワーク化によりルートを設定し、来訪者が快適に回遊できる環境整備に努めるとともに、観光やレクリエーションの場として利用を促進します。

(10) 保全地域

休猟区や鳥獣保護区に指定されている平地林については、樹林や樹木の保全に努めます。

(11) 市街地（人口集中地区）

市街地については、土地区画整理事業や公共下水道事業等都市基盤の整備を推進して、良好な市街地環境を創出するとともに、用途地域に応じた土地利用の純化を促進します。

宅地については、土地区画整理事業の導入を図るなど、良好な居住環境を整備するなど土地利用を促進します。

商業系市街地については、商業業務機能の誘導や商業環境の整備、都市景観の創出等により、にぎわいのある土地利用を促進します。

幹線道路沿線については、広域的に集客能力のある商業系の土地利用や市民に身近な最寄り品を対象とした商業系の土地利用を促進します。幹線道路の歩道については、景観に配慮した街路灯の整備、植栽、ユニバーサルデザインによる人に優しい道路整備を推進するなど、沿線土地利用の促進のための環境整備に努めます。

8 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

土地利用の状況や自然的、社会的条件等、国土の総合的、科学的な把握を行うため、都市計画基礎調査、固定資産税課税客体調査等、国土に関する基礎的な調査を推進します。

また、市民の理解と協力を得て国土利用計画（下妻市計画）の実効性を確保するため、市報や市のホームページに掲載するなど、国土の利用に関する情報の提供や適正な利用について啓発に努めます。

計画の説明資料

- 1 国土の利用区分及び用途区分の定義
- 2 世帯数と人口の推移と目標
- 3 利用区分ごとの土地利用の推移と目標
- 4 人口を基礎とした用途原単位の推移と目標
- 5 土地利用現況図

1 国土の利用区分及び用途区分の定義

国土利用区分の定義

利用区分	定 義
1. 農用地	耕作の目的、又は、主として耕作若しくは養畜の事業のため採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地。 固定資産概要調書による「田」「畑」とする。
2. 森林	木竹が集団して生育している土地又は木竹が集団的な生育のために供される土地。国有林と民有林の合計で、林道面積は含まない。 固定資産概要調書による「山林」とする。
3. 原野	固定資産概要調書による「原野」とする。
4. 水面、河川、水路	①水面は、湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びに溜池の満水時の水面。 ②河川は、一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域。 ③水路は、農業用排水路とする。
5. 道路	一般道路（道路法第2条第1項）、農林道の合計で、車道部（車道・中央帯・路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。
6. 宅地 (1) 住宅地 (2) 工業用地 (3) その他の宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。 固定資産概要調書による「宅地」とする。 固定資産概要調書による「宅地」より、「住宅地」を算定。 固定資産概要調書による「宅地」より、「工業用地」を算定。 (1)、(2)のいずれにも該当しない宅地。
7. その他	市の総面積から、「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。主な土地利用としては、公園、運動場、鉄軌道用地、墓寺社、ゴルフ場などがある。
8. 合計	市の総面積。

用途区分の定義

用途区分	定 義
市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。
公共・公益施設用地	文教施設用地、公園・緑地、道路、環境衛生施設用地、社会福祉施設用地、官公署用地等とする。
レクリエーション用地	勤労総合福祉センターなどの公的施設用地、ゴルフ場などのレジャー施設用地とする。
保全地域	自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地域、風致地区及び鳥獣保護区等とする。

2 世帯数と人口の推移と目標

区 分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	一世帯当たり 人員(人/世帯)	推 移		
				世帯数	人口	一世帯当たり人員
昭和 55 年	9,438	39,337	4.17	100.0	100.0	100.0
昭和 60 年	10,227	41,506	4.06	108.4	105.5	97.4
平成 2 年	11,257	42,704	3.79	119.3	108.6	90.9
平成 7 年	12,951	45,466	3.51	137.2	115.6	84.2
平成 12 年	14,059	46,544	3.31	149.0	118.3	79.4
平成 17 年	14,790	46,435	3.14	156.7	118.0	75.3
平成 29 年	18,500	50,000	2.70	196.0	127.1	64.8

資料:平成 17 年までは国勢調査
:平成 29 年は推計

3 利用区分ごとの土地利用の推移と目標

(単位:ha)

利用区分	平成 12 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 29 年
農用地	4,575	4,536	4,512	4,506	4,455
森林	410	398	395	393	342
原野	21	25	24	24	24
水面・河川・水路	710	710	710	710	710
道路	612	654	668	682	711
宅地	1,309	1,315	1,329	1,337	1,410
住宅地	836	821	825	825	850
工業用地	138	147	151	154	170
その他の宅地	335	346	353	358	390
その他	451	451	450	435	436
合計	8,088	8,088	8,088	8,088	8,088

資料:平成 17 年までは各種統計資料
:平成 29 年は推計

4 人口を基礎とした用途原単位の推移と目標

4-1.農用地面積と関係指標の推移と目標

区 分	農用地面積 (ha)	人口 (人)	人口1人当たり 農用地面積 (a/人)	推 移		
				農用地面積	人口	人口1人当たり 農用地面積
平成12年	4,575	46,544	9.83	100.0	100.0	100.0
平成17年	4,506	46,435	9.70	98.5	99.8	98.7
平成29年	4,455	50,000	8.91	97.4	107.4	90.6

資料:平成17年までの農用地面積は固定資産概要調査

:平成29年は推計

4-2.森林面積と関係指標の推移と目標

区 分	森林面積 (ha)	人口 (人)	市面積 (ha)	人口1人当たり 森林面積(m ² /人)	市面積に占める 森林面積の割合(%)
平成12年	410	46,544	8,088	88.09	5.07
平成17年	393	46,435	8,088	84.63	4.86
平成29年	342	50,000	8,088	68.40	4.23

資料:平成17年までの森林面積は固定資産概要調査

:平成29年は推計

4-3.水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

区 分	水面・河川・ 水路面積(ha)	人口 (人)	市面積 (ha)	人口千人当たり 水面・河川・水路面積 (ha/千人)	市面積に占める 水面・河川・水路 面積の割合(%)
平成12年	710	46,544	8,088	15.25	8.78
平成17年	710	46,435	8,088	15.29	8.78
平成29年	710	50,000	8,088	14.20	8.78

資料:平成17年までの水面・河川・水路面積は固定資産概要調査

:平成29年は推計

4-4.道路面積と関係指標の推移と目標

区 分	道路面積 (ha)	人口 (人)	市面積 (ha)	人口千人当たり 道路面積(ha/千人)	市面積に占める 道路面積の割合(%)
平成12年	612	46,544	8,088	13.15	7.57
平成17年	682	46,435	8,088	14.69	8.43
平成29年	711	50,000	8,088	14.22	8.79

資料:平成17年までの道路面積は固定資産概要調査

:平成29年は推計

4-5.住宅地面積と関係指標の推移と目標

区 分	住宅地面積 (ha)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり 住宅地面積 (㎡/世帯)	推 移		
				住宅地面積	世帯数	一世帯当たり 住宅地面積
平成 12 年	836	14,059	594.64	100.0	100.0	100.0
平成 17 年	825	14,790	557.81	98.7	105.2	93.8
平成 29 年	850	18,500	459.46	101.7	131.6	77.3

資料:平成 17 年までの住宅地面積は固定資産概要調書

:平成 29 年は推計

4-6.工業用地面積と関係指標の推移と目標

区 分	工業用地 面積(ha)	従業者数 (人)	従業者 1 人当たり 工業用地面積 (㎡/人)	推 移		
				工業用地 面積	従業者数	従業者 1 人当たり 工業用地面積
平成 12 年	138	6,347	217.43	100.0	100.0	100.0
平成 17 年	154	5,036	305.80	111.6	79.3	140.6
平成 29 年	170	5,559	305.80	123.2	87.6	140.6

資料:平成 17 年までの工業用地面積は固定資産概要調書

:平成 17 年までの従業者数は工業統計調査

:平成 29 年は推計

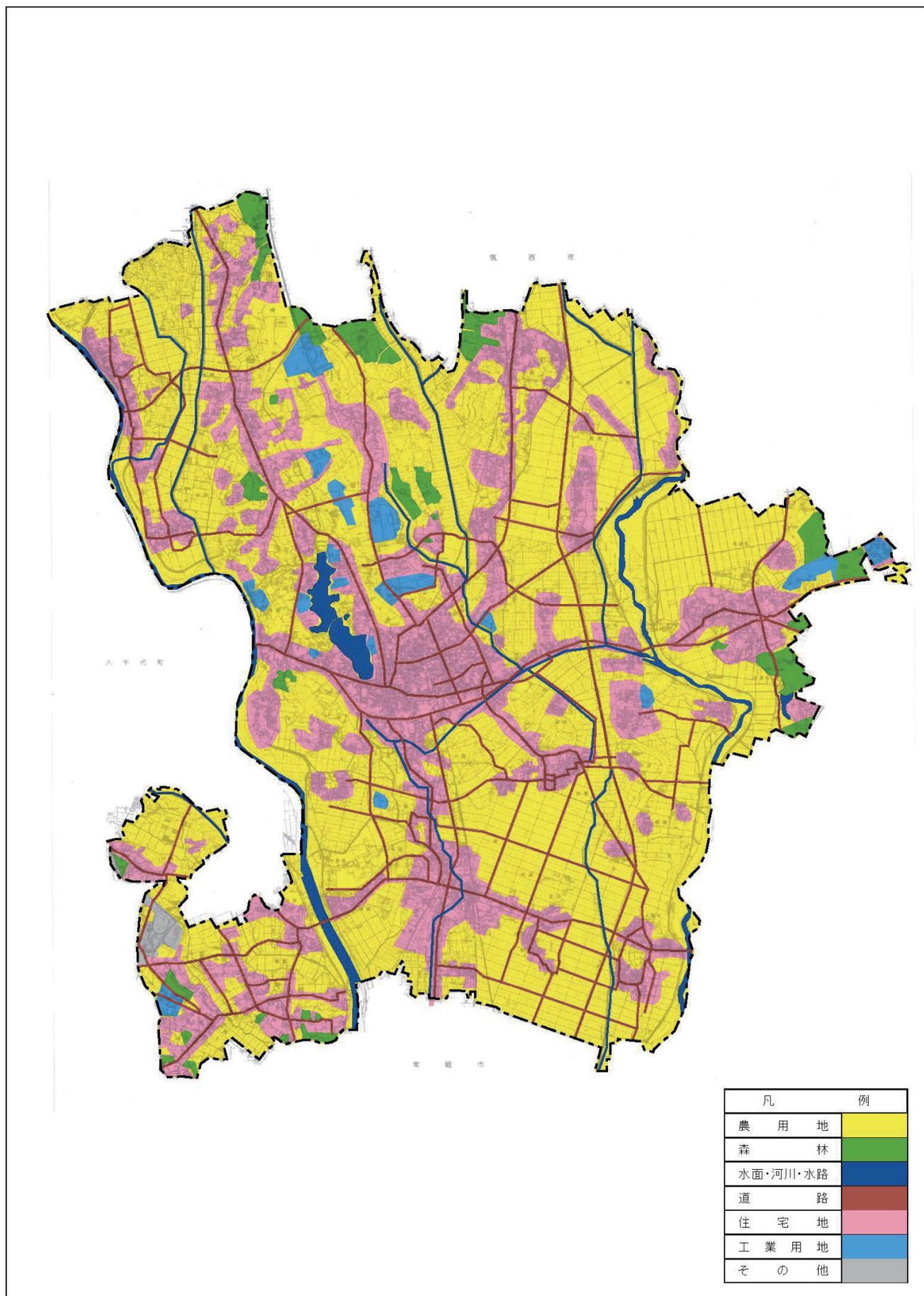
4-7.その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

区 分	その他の宅地 面積(ha)	人口 (人)	人口 1 人当たり その他の宅地 面積(㎡/人)	推 移		
				その他の宅地 面積	人口	人口 1 人当たり その他の宅地 面積
平成 12 年	335	46,544	71.97	100.0	100.0	100.0
平成 17 年	358	46,435	77.10	106.9	99.8	107.1
平成 29 年	390	50,000	78.00	116.4	107.4	108.4

資料:平成 17 年までのその他の宅地面積は固定資産概要調書

:平成 29 年は推計

5 土地利用現況図



付属資料

- 1 国土利用計画(下妻市計画)議決書
- 2 国土利用計画(下妻市計画)告示書
- 3 国土利用計画(下妻市計画)について(諮問)
- 4 国土利用計画(下妻市計画)について(答申)
- 5 国土利用計画(下妻市計画)の策定の経過
- 6 下妻市総合計画審議会条例
- 7 下妻市総合計画審議会委員名簿

1 国土利用計画(下妻市計画)議決書

議案第65号

国土利用計画(下妻市計画)について

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第3項の規定に基づき、国土利用計画(下妻市計画)を別冊のとおり定めるものとする。

平成19年11月6日 提出

下妻市長 小倉敏雄

平成19年11月16日 可決

下妻市議会議長 山崎洋明

2 国土利用計画(下妻市計画)告示書

下妻市告示第157号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定に基づき、国土利用計画(下妻市計画)を定めたので、同条第5項の規定により別冊のとおり公表する。

平成19年12月7日

下妻市長 小倉敏雄

3 国土利用計画(下妻市計画)について(諮問)

企諮問第 2 号

平成19年5月25日

下妻市総合計画審議会

会長 桜井義雄 殿

下妻市長 小倉敏雄

国土利用計画（下妻市計画）について（諮問）

第5次下妻市総合計画の策定に伴い、第5次下妻市総合計画基本構想に即して、下妻市の区域における総合的かつ計画的な土地利用を図るため、貴審議会のご意見を賜りたく、下妻市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1. 国土利用計画（下妻市計画）について

4 国土利用計画(下妻市計画)について(答申)

平成19年10月5日

下妻市長 小 倉 敏 雄 殿

下妻市総合計画審議会
会長 桜 井 義 雄

国土利用計画（下妻市計画）について（答申）

平成19年5月25日付け企諮問第2号で本審議会に諮問のありました標記の件については、内容を慎重に審議した結果、本計画は国土利用計画法の理念に即し、概ね適切な計画であると認め、若干の意見を加え、原案に異議なしと答申するものであります。

なお、国土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を基本として、総合的かつ計画的に調和のとれた土地利用に努められたい。

5 国土利用計画(下妻市計画)の策定の経過

期 日	会 議 等	内 容
平成 19 年 2 月 5 日	第 1 回総合計画策定委員会	策定方法等の決定
2 月 14 日	第 1 回総合計画審議会	策定方針、スケジュールについて
5 月 25 日	第 3 回総合計画審議会	諮問(国土利用計画(下妻市計画)の策定について、総合計画の策定について)
7 月 12 日	県との事務協議	計画策定に向けた協議・調整の打合せ (県西地方総合事務所、水・土地計画課)
7 月 30 日	第 3 回総合計画策定委員会	計画素案の検討
8 月 7 日	第 3 回総合計画審議会	国土利用計画(下妻市計画)案について
8 月 9 日	県との事務協議	計画案を提出し、県関係課協議について 依頼(県西地方総合事務所)
9 月 10 日	県との事務協議	県関係課の協議結果(意見)の受領
9 月 20 日	県との事務協議	県に計画案の修正について回答
10 月 3 日	県との事務協議	計画案修正に関する県意見の受領
10 月 5 日	第 5 回総合計画審議会	答申(国土利用計画(下妻市計画)について)
10 月 22 日	議会全員協議会	国土利用計画(下妻市計画)について説明
11 月 6 日	議会上程	国土利用計画(下妻市計画)を議会議 定例会に上程
11 月 16 日	議会可決	国土利用計画(下妻市計画)が議会で 可決
12 月 7 日	告示	国土利用計画(下妻市計画)を公表

6 下妻市総合計画審議会条例

下妻市総合計画審議会条例

昭和52年9月16日

条 例 第 17 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、下妻市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下妻市総合計画及び土地利用計画に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 市の職員
- (4) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年条例第3号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(平成14年条例第12号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第17号で平成14年7月1日から施行)

付 則(平成17年条例第26号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

7 下妻市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
市議会議員	山崎 洋明	下妻市議会議長	
	柴 孝 光	下妻市議会副議長	
	須藤 豊次	下妻市議会総務委員会委員長	
	木 村 進	下妻市議会総務委員会委員	
	菊 池 博	下妻市議会文教厚生委員会副委員長	
	稲葉富士夫	下妻市議会文教厚生委員会委員	
	飯 塚 薫	下妻市議会産業経済委員会委員長	
	栗野 英武	下妻市議会産業経済委員会副委員長	
	増田 省吾	下妻市議会建設委員会委員長	
	小 竹 薫	下妻市議会建設委員会副委員長	
団体の役職員	東 間 實	常総ひかり農業協同組合	
	外山 崇行	下妻市商工会	
	黒川 正男	下妻市自治区長連合会	H19.2.14 ～5.10
	栗原 忠夫	〃	H19.5.25～
	鯨井登美子	下妻市社会福祉協議会	
	飛田 貞雄	下妻市体育協会	
	桜井 義雄	下妻市観光協会	会長
	石川 恒雄	下妻市消防団	H19.2.14 ～3.31
	栗 野 茂	〃	H19.5.25～
	山崎 明正	下妻市PTA連絡協議会	H19.2.14 ～5.2
	山 崎 幸	〃	H19.5.25～
	小 島 亮	下妻市文化団体連絡協議会	
	齊藤 至是	青少年を育てる下妻市民の会	
	中島 貫一	社団法人下妻青年会議所	
	森 隆	下妻市興市研究会	
	草間 達也	下妻市興農研究会	
	猪瀬 憲一	ふるさとづくり推進協議会	副会長
	塚田ヒロ子	下妻市女性団体連絡会(下妻市婦人会)	
	荻部 晴江	下妻市女性団体連絡会(下妻市まちづくり女性スタッフ)	
	鈴木 幸子	下妻市女性団体連絡会(下妻市更生保護女性会)	
知識経験者	大島 武男	下妻市農業委員会	
	吉 田 充	下妻市教育委員会	
	平間 敬文	真壁市医師会下妻支部	